

令和3年愛南町監査委員公表第2号

令和3年3月5日に受理した愛南町職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行った結果を下記のとおり公表します。

令和3年4月21日

愛南町監査委員 西村 信男

愛南町監査委員 山下 太三

記

第1 監査の請求

1 請求人 5名

2 提出日 令和3年3月2日

3 請求の内容

請求人提出の「愛南町職員措置請求書」による主張事実の要旨及び措置請求は次のとおりである。

以下「愛南町職員措置請求書」（資料は省略）

1 請求の要旨

令和元年度から令和2年度において、愛南町が小山地区に交付した地域振興費交付金は、その内、金225,000円が不当に交付され用途不明となっているので、行政区に対する適正な地域振興費の配分のため用途不明金の全額を返還するように町長に対して勧告することを求める。

(1) 愛南町地域振興費交付要綱第3条には、「振興費は、毎年4月1日現在における行政区の加入世帯数に、6,000円を乗じて得た額を限度とする。」とあります。小山地区内の東小山常会の15世帯は、平成30年6月に脱会しております。

(2) 令和3年1月26日に小山部落会計より東小山常会の貯金通帳に225,000円が振り込まれました。

(3) 令和3年2月8日に東小山常会は、不当なお金は受け取れないと小山地区区長に225,000円を返却しました。

(4) 平成30年から令和2年度にかけて小山地区では、この交付金は地区会計報告もされず、地区住民から指摘を受けても「裏金としている」と地区役員が発言しております。

(5) 小山地区役員には愛南町職員を退職した人もおり、利益相反の違法行為に該当すると思われます。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書（ア）、（イ）を添え必要な措置を請求します。

第2 請求の要件審査及び受理

令和3年3月2日に提出のあった愛南町職員措置請求書について地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める要件を具備しているものと認め令和3年3月5日これを受理した。

第3 監査の期間

令和3年3月3日から令和3年4月21日まで

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 平成31年度（令和元年度）、令和2年度愛南町地域振興費交付金支出の事実判断
- (2) 勧告措置の必要性の判断

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を次のとおり付与した。

日 時 令和3年3月30日午後1時30分から48分まで

場 所 愛南町役場 議員協議会室

陳述書及び証拠の提出 証拠の提出有「東小山地域振興費のながれ」

出席者 請求人 5名

3 監査対象部局

監査対象部局である愛南町総務課及び愛南町一本松支所に対し調査を行った。

(1) 愛南町総務課

日 時 令和3年3月24日午前10時00分から12時00分まで

場 所 愛南町役場 監査委員事務局

出席者 総務課長、同課長補佐

(2) 愛南町一本松支所

日 時 令和3年3月24日午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 愛南町役場 監査委員事務局

出席者 一本松支所長、同課長補佐

日 時 令和3年4月16日午前10時00分から午前11時30分まで

場 所 愛南町役場 監査委員事務局

出席者 一本松支所長、同課長補佐

第5 監査の結果

1 結論

以下により、本件請求には理由がなく、措置の必要を認めることができないと判断する。

2 理由

請求人らは、町が令和元年度及び令和2年度の地域振興費交付金の支出について225,000円が不当に支出され、地域振興費の配分が適正でなく、225,000円が使途不明金であるため町に損害を与えたと主張し、その理由として次の5点を挙げている。

- (1) 小山地区内の東小山常会の15世帯は、平成30年6月に脱会。
- (2) 令和3年1月26日に小山部落会計より東小山常会の貯金通帳に225,000円振込。
- (3) 令和3年2月8日に東小山常会は、小山地区区長に225,000円を返却。
- (4) 平成30年から令和2年度にかけて小山地区ではこの交付金の地区会計報告がない。
- (5) 小山地区役員には愛南町職員を退職した人もおり、利益相反の違法行為に該当する。と主張している。

先ず、地方自治法第242条第1項により「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。請求人らは、(1) 地区脱会、(2) 地区の予算配分とその支出、(3) 常会から地区への返還金の扱い、(4) 地区会計報告の有無、(5) 地区役員人事については、請求人らの陳述、補足においても地区（行政区）の自治組織内のことを確認調査が必要と監査の実施を求めるものである。これら(2)から(5)は自治組織内のことについて町が損害を被ったことを判断のできる証拠を示しているとは言えない。よって地域振興費の算定に係る(1)を除く(2)から(5)はいずれも町の財務会計上の行為に該当するものと認められない。

次に、本件措置請求に際し、請求人より町が令和元年度及び令和2年度の地域振興費交付金の支出について225,000円が不当に支出され、地域振興費の配分が適正でなく、225,000円が使途不明金であるため町に損害を与えたとする請求要旨及び(1)については、225,000円の振込を証明する別紙事実証明書(ア)とその金額の算出方法として「東小山地域振興費のながれ」の資料が提出されておりこの点については、以下のとおりである。

平成31年度(令和元年度)地域振興費交付申請、実績報告について

交付金は、愛南町地域振興費交付要綱(以下「要綱」という。)第2条の規定のとおり良好な地域社会の維持及び形成に資するため、行政区が自ら行う事業及び町と協働して行う事業に充てるため交付するものであり、要綱第3条により4月1日現在における行政区の加入世帯数と規定されている。

要綱第4条の規定により、平成31年4月25日地域振興費交付申請書(様式第1号)に行政区加入世帯一覧表(写し)が添付され、小山区長から提出、同日受付している。4月1日現在の行政区への加入世帯数は79世帯で交付申請額474,000円は金額の算定も添付資料の加入件数とも合致している。総務課で作成した「地域振興費の手引き」によると行政区における加入世帯数は「地区の加入世帯の判断基準により認められた世帯」であるため小山地区の申請どおりであり町が小山地区に交付した地域振興費交付金は要綱に基づいたものである。

なお、申請時に、小山区長より住民相互の関係性が急速に悪化したことによる退会が多数あり、地区の各種事業の実施に支障をきたす事態の説明があり、今後良好な地区コミュニティの存続が危ぶまれること、小山地区に退会者が戻るよう努力するため申請世帯数に未加入世帯を含んでの申請を認めてほしいことなど要望があった。

一本松支所長は副町長と協議し、退会者が再加入する可能性等地区の実情に配慮し、未加入世帯を含む加入世帯数とすることは、要綱第1条の趣旨から考えると、事業の目的にも適合していると判断し、要綱第7条の規定により審査決定した。

要綱第5条の規定により、令和2年3月30日地域振興費実績報告書(様式第2号)に行政区決算書(写し)が添付され、小山区長から提出、同日受付している。審査では小山地区の地区総会で承認された資料を基に地区の決算額が申請額を上回っていることを確認し、その報告に係る事業の内容が振興費の目的に適合すると認め、交付すべき振興費の額を確定している。

しかし、この実績報告の際に平成31年4月25日申請時に要望のあった未加入世帯の実態について小山区長からの報告がなく、一本松支所からも確認を行わなかった。

令和2年度地域振興費交付申請について

要綱第4条の規定により、令和2年4月28日地域振興費交付申請書（様式第1号）に行政区加入世帯一覧表（写し）が添付され、小山区長から提出、同日受付している。4月1日現在の行政区への加入世帯数は80世帯で交付申請額480,000円は金額の算定も添付資料の加入件数とも合致している。

申請時には、小山区長に地区退会者への再加入の働きかけ等を確認し、申請世帯数に未加入世帯を含んだ申請を昨年度と同様に受け付けた。

一本松支所長は副町長と協議し、地区の実情に配慮し、未加入世帯を含む加入世帯数とすることは、要綱第1条の趣旨から考えると、事業の目的にも適合していると判断し、要綱第7条の規定により昨年度と同様の取扱いとする審査決定をした。

しかし、この申請時に小山区長から要望のあった未加入世帯の実態は、昨年度からの未加入状態が解消されていないことを意味するものであるが、一本松支所では、平成31年度（令和元年度）地域振興費の精算額に影響がでることの認識に至らなかった。

返還の申し出について

令和3年3月2日、小山区長より未だ再加入ができていない状況が続いており、町と地区との信頼関係に疑念が生じる可能性があるとして、平成31年度（令和元年度）分と令和2年度分の地域振興費の返還に関する申し出が一本松支所に提出された。平成31年度（令和元年度）分（退会20世帯×6,000円）120,000円を同日返還納付し、令和2年度分（退会18世帯×6,000円）108,000円は精算時に返還分を相殺することになった。一本松支所において退会者の確認を小山地区が提出した行政区加入世帯一覧表で行い、当該年度の4月1日における退会者と加入者世帯の人数を確定し、返還額との一致を確認している。これにより財務会計上の損害は認められない。

請求人らが提出した「東小山地域振興費のながれ」では、平成31年から令和元年度及び令和2年度分とも退会世帯数は14戸となっている。小山地区の返還の申し出においては、それぞれ20世帯、18世帯となっているが、これは小山地区の加入世帯の判断による世帯数と東小山常会の加入世帯の判断による世帯数の差であると推察される。

なお、4月1日の行政区の加入世帯数に地区の実情に配慮し、再加入を期待して、退会世帯数を含めることについては、要綱第1条の趣旨からも許容されたとしても、会計年度独立の原則からも許容の期間は年度内に限られるべきであり、期間内に事態が修復されない場合は、原則によるべきである。そうすると、地域振興費の算定世帯数に誤りがあり、平成31年度（令和元年度）の地域振興費は過大に支

出されていると認められるが、小山地区からの申し出により返還及び精算されている。このことから町に財務会計上の損害は発生していないが、住民からこのような疑念を抱かせ、住民監査請求がおこなわれたことから一本松支所は小山地区に対し、地域の実情を把握し要望を通したのであれば、実績報告時にはきめ細やかな助言指導によりこのような事態を避けうるべきであったと言える。

以上により、住民監査請求の対象は財務関係に関する行為に限定されること、既に返還及び精算も終えていることにより町に財務会計上の損害は発生しておらず、本件請求は理由がないものと判断する。

さて、一本松地域の地区では小山地区に限らず、要綱第4条の振興費の交付を受けようとする行政区の代表者となる者として、区長が請求している。

これは、一本松地域には小山地区のように地区と言われる8つの行政区があり、その下に東小山常会のような常会と言われる50の行政区がそれぞれ枝分かれしている。

そして、一本松地域では従前より各8地区の代表者である区長から地域振興費を申請しており、50の行政区からは申請していない。総務課が作成している地域振興費の手引き中の愛南町地域振興費の概要においても補助対象となる行政区の区域は管内行政区一覧表のとおり「小山」となっている。

各地区は区長の申請により町から地域振興費を受入れ、それに区費等の自主財源をもって収入とし、地区の各種事業実施や常会補助等を支出として地区予算を計上し執行することとなる。これは、各地区内での自治運営により各事業、各常会に配分され、地区の判断によるものである。

また、地域振興費の手引き中の質疑応答に経費の用途について、宗教上の活動に関する経費とわが里づくり事業の要した経費には充当できないとあり、「区が、良好な地域社会の維持及び形成を行うために必要とする経費」に充当する事が前提であるが、その必要とする経費の基準を含めた用途については、各行政区の判断とするとされている。

このように総務課において年度当初には行政協力員総会で地域振興費の事業説明をし、毎年度3月には行政協力員に制度の概要、記入例、質疑応答など掲載された地域振興費の手引きを交付申請や実績報告に必要な資料と共に郵送をしているが、支所においてもこれら資料に沿って地区並びに住民にわかりやすい十分な説明が必要である。

3 意見

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、監査を行った立場から意見を申し述べる。

地域振興費の交付事務を担当する部署においては、本件請求で問題提起された事柄を重く受け止め、行政区から提出された実績報告においては、事業報告内容及び収支決算内容について、後になり他から問われた際にしっかりとした説明責任を果たせるように決算書の確認作業を行うようお願いしたい。

さらに、総務課においては、行政運営の透明性・公正性を高めるために、要綱改正までには及ばずとも、交付金を受ける地区（行政区）の「地区の加入世帯の判断基準により認められた世帯」をいかに審査するか、加入世帯数の把握のため確認手段を検討されること、愛南町地域振興費の趣旨、交付申請等の事務手続きなどを理解してもらえるよう、わかりやすい資料により誤認が生じることのないよう今一度十分な説明を尽くされるよう意見として申し添える。